日常の指導体制 **別紙１**

管理職

・学校いじめ防止基本方針　・いじめを許さない姿勢
・風通しのよい職場環境　・保護者との連携

いじめ対応チーム

定期開催

【構成員】
校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導担当、
各学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー　等

・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
・年間指導計画の作成、実施、改善
・校内研修会の企画・実施
・生活実態アンケート結果、報告等情報の整理・分析
・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
・要配慮生徒への支援方針

→ 対応 → 経過観察・解消

未然防止

■学習指導の充実
・学習における規律作り
・学びに向かう集団づくり
・意欲的に取り組む授業研究
■特別活動の充実
・ホームルーム活動の充実
・生徒会活動の活性
・ボランティア活動への積極的参加
■教育相談の充実
・面談の定期開催
・学校カウンセラーの活用
■人権教育の充実
・人権意識の高揚
■情報教育の充実
・情報モラルの指導の充実
・ネット犯罪防止講演会の開催
■保護者・地域との連携
・学校いじめ防止基本方針等の周知
・学校公開・公開授業の実施
・地域行事への積極的参加

早期発見

■情報の収集
・教員の観察による気付き
・養護教諭からの情報
・生徒・保護者・地域からの情報
・登校時の交通指導
・昼休みの巡回指導
・生活実態アンケートの実施（年６回）
・各種調査の実施
・定期的な面談における情報
（生徒・保護者）
■相談体制の確立
・相談窓口の設置・周知
・学校カウンセラーの活用

■情報の共有
・教育相談・特別支援委員会の
定期的開催（年３回）
・職員会議等での全職員の情報共有
・要配慮生徒の実態把握及び報告の徹底
・次年度への申し送り事項の徹底